



# 宮 崎 県 公 報

平成27年6月8日(月曜日) 第 2698 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障がい福祉課) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… ( “ ) 2	

## 公 告

○職業訓練指導員試験の実施…………… (労働政策課) 2	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 3	
<b>公安委員会公告</b>	
○警備員等の検定の実施について (2件) …………… 4	
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○平成26年12月21日執行宮崎県知事選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 5	
○政見放送の回数を定める告示の一部を改正する告示…………… 12	

## 告 示

### 宮崎県告示第 376号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
ひだか歯科医院	えびの市大字向江 494-1	平成27年5月19日
ハラダ調剤薬局 平原店	延岡市平原町1丁目9-3	平成27年5月1日
二葉薬局 野尻	小林市野尻町東麓1171-9	平成27年5月1日
よしむら循環器内科クリニック	小林市細野1606番地1	平成27年4月27日
古川調剤薬局	都城市蔵原町4街区25号	平成27年4月1日
医療法人慶優会 やすだ歯科	都城市高城町穂満坊14-64-1	平成27年4月1日
ならはら皮膚科医院	都城市志比田町4902番地	平成27年4月1日
医療法人高千穂会 大森内科胃腸内科	小林市堤3136番地10	平成27年4月1日
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364番地1	平成27年4月1日

### 宮崎県告示第 377号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
こひつじ歯科クリニック	西都市大字下三財3370-1

#### 2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
相澤歯科医院	こひつじ歯科クリニック	平成27年5月1日

### 宮崎県告示第 378号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成27年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
セントケア訪問看護ステーション延	延岡市日の出町1丁目4-4 サンルートビ	平成27年5月1日

岡北	ル 102A	
----	--------	--

**宮崎県告示第 379号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
そうごう薬局小林店	小林市細野2254番地 3	平成27年 4 月30日
ならはら皮膚科医院	都城市志比田町4902番地	平成27年 3 月31日
都城市郡医師会病院	都城市大岩田町5822番地 3	平成27年 3 月31日
大森内科胃腸科	小林市堤3136番地10	平成27年 3 月31日
やすだ歯科	都城市高城町穂満坊1464番地 1	平成27年 2 月 9 日

**宮崎県告示第 380号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
医療法人社団 尚成会 近間病院	宮崎市	精神通院医療	平成27年 6 月 1 日
ニコ調剤薬局	日南市	薬局	平成27年 6 月 1 日

**宮崎県告示第 381号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成27年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関名	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
さくら薬局	日向市	日向市原町 1 丁目 2 番 19号	日向市原町 1 丁目 2 番 7 号	平成23年 5 月17日
おすず調剤薬局	高鍋町	児湯郡高鍋町大字北高鍋 783- 3	児湯郡高鍋町大字北高鍋 784番 4	平成27年 6 月 1 日

**公 告**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第 1 項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成27年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

- (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種  
和裁科 建築科
- (2) 学科試験のうち、指導方法について実施する職種  
全職種

2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和 裁 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
建 築 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規） イ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画） イ 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算） ウ 材料（建築用材料）
その他の職種	指導方法

3 受験資格

- (1) 受験資格は、次のとおりとする。  
ア 法第44条第 1 項の技能検定に合格した者  
イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の 2 第 2 項第 1 号から第10号まで又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者  
ウ 省令第45条の 2 第 2 項第11号の規定による職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第45条の 2 第 3 項第 3 号の規定による職業訓練指導員試験の受験

<p>資格（昭和63年労働省告示第38号）に規定する者</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>4 試験の免除</p>		<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
<p>省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>		<p>省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	
<p>免除を受けることができる者</p>	<p>免除の範囲</p>		
<p>免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</p>	<p>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p>		
<p>免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>		
<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>		
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>		
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>		
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）</p>		
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>		
<p>免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>		
<p>免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>		
		<p>5 試験期日 平成27年8月24日（月曜日）</p> <p>6 試験場所 宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3</p> <p>7 受験申請の手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）及び前記3に掲げる受験資格を証する書類</p> <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類</p> <p>(2) 提出先 〒 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県商工観光労働部労働政策課</p> <p>(3) 受付期間 平成27年6月19日（金曜日）から平成27年7月3日（金曜日）まで（郵送の場合は7月3日付けの消印のあるものまで有効とする。）</p> <p>(4) 受験手数料 3,100円 （宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）により納付すること。）</p> <p>(5) 受験票 申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。</p> <p>8 合格通知 平成27年9月25日（金曜日）合格者に通知する。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会及び各事業組合等で交付する。</p> <p>(2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部労働政策課に申し込むこと。</p> <p>(3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課（電話0985（26）7107）に問い合わせること。</p>	
		<p>測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。</p> <p>平成27年6月8日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>	
		<p>1 作業の種類 基本測量（基準点測量）</p> <p>2 作業地域 児湯郡西米良村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町</p>	

3 作業期間

平成27年7月21日から平成28年1月15日まで

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第16号**

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年6月8日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	2級	平成27年9月9日（水）午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1  
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成27年7月27日（月）から8月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

**宮崎県公安委員会公告第17号**

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年6月8日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	1級	平成27年9月10日（木）午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1  
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の



交付を受けているもの

## 5 検定申請手続

### (1) 受付期間

平成27年7月27日(月)から8月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

### (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

### (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者)

カ 1級検定受験資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。  
雨天時は雨合羽を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第27号

平成26年12月21日執行の宮崎県知事選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年6月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,660,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川村 秀三郎	所属党派	無所属	期 間 10月25日から 第1回分 12月29日まで
出納責任者氏名	川村 秀史郎			

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業) (寄附額) 円	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費	2,460,650 821,830 774,400 47,430 21,048 39,390 0 483,839 23,739 234,033 74,880 223,320
増田好治	医師 100,000		
久木山克信	電気工事業 100,000		
内山寿男	会社役員 150,000		
宮崎正英	電気工事業 1,500,000		
その他の寄附	1件 10,000		
その他の収入	6,000,000		
今回計	7,860,000	今回計	4,382,729
前回計	0	前回計	0
総計	7,860,000	総計	4,382,729

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成27年1月5日 第1回報告分
----------	------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 30,660,500円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	川村 秀三郎	所属党派	無所属	期 間	1月16日から 第2回分 1月26日まで
出納責任者氏名	川村 秀史郎				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		839,180
川口和雄	製材業	50,000	選挙事務所費		839,180
			集 合 会 場 費		0
			通 信 費		336,628
			交 通 費		0
			印 刷 費		2,413,757
			広 告 費		999,540
			文 具 費		66,278
			食 糧 費		0
その他の寄附	件	0	休 泊 費		0
その他の収入		1,450,000	雑 費		285,637
今 回 計		1,500,000	今 回 計		4,941,020
前 回 計		7,860,000	前 回 計		4,382,729
総 計		9,360,000	総 計		9,323,749

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	754,000円
	ポスターの作成	1,285,900円
	計	2,039,900円

報告書受理年月日	平成27年1月30日 第2回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,660,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河野俊嗣	所属党派	無所属	期間 10月21日から 第1回分 12月22日まで
出納責任者氏名	高妻隆			

収 入	支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人件費	2,907,000
(職業)	家屋費	1,588,107
(寄附額)	選挙事務所費	651,987
円	集会会場費	936,120
自由民主党 政党 2,000,000	通信費	147,604
河野しゅんじ後援会 政治団体 3,228,187	交通費	81,930
	印刷費	1,289,520
	広告費	2,098,008
	文具費	310,752
	食糧費	376,984
その他の寄附 件 0	休泊費	262,250
その他の収入 4,000,000	雑費	625,558
今回計 9,228,187	今回計	9,687,713
前回計 0	前回計	0
総計 9,228,187	総計	9,687,713

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	537,840円
	ポスターの作成	540,000円
	計	1,077,840円

報告書受理年月日	平成27年1月5日 第1回報告分
----------	------------------



## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,660,500円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	河野俊嗣	所属党派	無所属	期 間	1月20日から 第2回分 1月23日まで
出納責任者氏名	高妻隆				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		1,443,687
			選挙事務所費		1,427,487
			集合会場費		16,200
			通 信 費		66,106
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		0
			文 具 費		14,325
			食 糧 費		0
その他の寄附	件	0	休 泊 費		0
その他の収入		923,944	雑 費		18,140
今 回 計		923,944	今 回 計		1,542,258
前 回 計		9,228,187	前 回 計		9,687,713
総 計		10,152,131	総 計		11,229,971

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	537,840円
	ポスターの作成	540,000円
	計	1,077,840円

報告書受理年月日	平成27年1月27日 第2回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,660,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河野俊嗣	所属党派	無所属	期 間	2月5日から
出納責任者氏名	高妻 隆				2月5日まで

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	0
		家屋費	356,400
		選挙事務所費	0
		集会会場費	356,400
		通信費	5,918
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
その他の寄附	件 0	休泊費	0
その他の収入	362,938	雑費	620
今回計	362,938	今回計	362,938
前回計	10,152,131	前回計	11,229,971
総計	10,515,069	総計	11,592,909

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	537,840円
	ポスターの作成	540,000円
	計	1,077,840円

報告書受理年月日	平成27年2月16日 第3回報告分
----------	-------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 30,660,500円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	堀田孝一	所属党派	日本共産党	期 間 11月18日から 12月30日まで 第1回分
出納責任者氏名	澤田初枝			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		170,000
			家 屋 費		132,540
			選挙事務所費		132,540
			集合会場費		0
日本共産党			通 信 費		0
宮崎県委員会	政党支部	2,200,000	交 通 費		0
			印 刷 費		940,140
			広 告 費		653,834
			文 具 費		2,035
			食 糧 費		46,863
その他の寄附	件	0	休 泊 費		122,325
その他の収入		0	雑 費		3,480
今 回 計		2,200,000	今 回 計		2,071,217
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		2,200,000	総 計		2,071,217

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成27年1月5日 第1回報告分
----------	------------------

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

政見放送の回数を定める告示（平成 7 年宮崎県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年 6 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
別表第 2 1 テレビジョン放送 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基幹放送事業者</th> <th style="text-align: center;">候補者 1 人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> </tbody> </table> 2 [略]	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>	株式会社宮崎放送	<u>2</u>	別表第 2 1 テレビジョン放送 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基幹放送事業者</th> <th style="text-align: center;">候補者 1 人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table> 2 [略]	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>	株式会社宮崎放送	<u>1</u>
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数												
株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>												
株式会社宮崎放送	<u>2</u>												
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数												
株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>												
株式会社宮崎放送	<u>1</u>												
別表第 3 1 テレビジョン放送 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基幹放送事業者</th> <th style="text-align: center;">候補者 1 人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table> 2 [略]	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>	株式会社宮崎放送	<u>1</u>	別表第 3 1 テレビジョン放送 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基幹放送事業者</th> <th style="text-align: center;">候補者 1 人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> </tbody> </table> 2 [略]	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>	株式会社宮崎放送	<u>2</u>
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数												
株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>												
株式会社宮崎放送	<u>1</u>												
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数												
株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>												
株式会社宮崎放送	<u>2</u>												